

◆ETCカード特約（法人カード用）

改定後	改定前
<p>第8条（会員保障制度） ～略～ 3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～ <u>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u> <u>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p>	<p>第8条（会員保障制度） ～略～ 3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～ (新設) <u>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p>
<p>第11条（退会） 1. 会員がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。 2. 使用者がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>	<p>第11条（退会） 1. 会員がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。 2. 使用者がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>
<p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の方法で届け出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の届け出を提出していただき</u>当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第17条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。 <u>ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ETCシステム利用規程</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><a href="https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</a></p> <p style="text-align: center;"><u>ETCシステム利用規程実施細則</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><a href="https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html">https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</a></p>	<p>第17条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。 (新設)</p>